

給食供給者廃業届 審査基準

【事務の根拠等】

食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）第九条第二項

給食供給者が給食施設における食事の供給を廃止したときは、規則で定める場合を除き、その日から十日以内に知事に届け出なければならない。

【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則（以下「規則」という。）第十条の二

条例第九条第二項の届出は、別記第十二号様式の三による届書による。

【届出の対象外】

規則第十条の二第二項

条例第九条第二項の規則で定める場合は、同項の届出に係る給食施設について健康増進法第二十条第二項後段の規定による届出がなされた場合とする。

参考条項

健康増進法第二十条第一項

特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

健康増進法第二十条第二項

前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

年 月 日

殿

届出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

給 食 廃 止 届

下記のとおり給食施設における食事の供給を廃止したので、食品製造業等取締条例第9条第2項の規定により届け出ます。

記

給 食 施 設 の 所 在 地	
給 食 施 設 の 名 称	
食事の供給を廃止した年月日	年 月 日
食事の供給を開始した年月日	年 月 日